

一般社団法人日本応用地質学会 田中治雄国際積立金運用規程

平成22年 4月 26日 制定
平成27年 9月 24日 改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）規則第24条に定める田中治雄国際積立金（以下「本積立金」という）を、その趣旨に則り、適切かつ確実に運用管理・運営することを目的とする。

(積立金の運用管理・運営)

第2条 本積立金の運用管理・運営はこの法人の理事会が行う。

(積立金の原資)

第3条 次の各号の資金を本積立金の原資に当てるものとする。

- 一 故田中治雄先生が御寄附された20万円。
- 二 国際応用地質学会（以下「IAEG」という）総会等の日本開催を記念して刊行された下記の記念出版物の頒布による収入の一部。
 - イ Rock Mass Classification in Japan(日本の岩盤分類)
 - ロ Engineering Geology of Dam in Japan
- 三 当積立金の助成・運営によって行われる活動・事業によって生じた収入の全部又は一部。
- 四 個人又は団体からの本積立金に対する寄附。
- 五 この法人の国際活動によって生じた収入の全部又は一部。

(積立金の使途)

第4条 本積立金は、応用地質学分野における次の各号の国際的活動等の助成に用いるものとする。

- 一 この法人又はIAEG日本支部の国際活動に対する助成。
- 二 第5条に定める資格を有する者が海外で開催される国際学会・国際シンポジウム等で研究発表するための旅費・参加費の助成。
- 三 その他、この法人が認める活動・事業に対する助成。

(助成対象者の資格)

第5条 第4条一又は二に定める積立金の助成の対象となるものは、次の各号の資格を備えるものとする。

- 一 この法人の会員（正会員、学生会員）
- 二 その他この法人が認める者

(助成金の金額)

第6条 助成金の金額は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 この法人を代表して、海外で開催される国際学会・国際シンポジウム等へ出席するための旅費・参加費の助成
 - 1件 20万円以内
- 二 第5条で定める資格を有する者が海外で開催される国際学会・国際シンポジウム等で研究発表するための旅費・参加費の助成
 - 1件 10万円
- 三 その他、上記に準ずる学術交流事業への助成
内容によりその都度金額を決定する。

(助成の申請)

第7条 本積立金の交付を希望する者は、書面により、この法人に申請を行うものとする。第4条二に定める助成は、学会ホームページに掲載されている申請書に従い申請を行うものとする。

(助成申請の審査・決定)

第8条 理事会は、第7条による助成の申請について、審査を行い、助成対象者及び金額を決定するものとする。

第4条二に定める助成の申請について、理事会は以下を基準に助成の審査・決定を行うこととする。なお、会誌「応用地質」に掲載する報告書の提出を以って助成金を支払うものとする。

- 一 申請時の年齢が40歳以下を優先する。
- 二 会誌「応用地質」への査読付き原稿に投稿意欲がある申請者を優先する。
- 三 受理は年間3件以内とする。

(報告書の提出)

第9条 本積立金の交付を受けた者は、この法人に対し、報告書を提出するものとする。

(助成金の返還)

第10条 本積立金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、この法人は、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- 一 偽り、その他不正な手続きにより助成金を受けたことが判明したとき
- 二 助成金をその目的以外のために費消したとき

附則

(規程の制定, 変更及び廃止)

第1条 この規程は, 理事会の承認(平成22年4月26日)をもって施行する.

②この規程の変更及び廃止は, 理事会の承認を得なければならない.